

退職手当の返納規定に係る追加資料

1 退職手当の返納規定に係る解釈関係

- ・・・資料1-①〔退職手当の返納規定に関する法令規定等対比表〕
 - ＜国家公務員退職手当法〔抜粋〕（第12条の2）＞
 - ＜国家公務員退職手当法施行令〔抜粋〕（第12条）＞
 - ＜枚方市職員の退職手当に関する条例〔抜粋〕（第12条の2）＞
- ・・・資料1-②〔国家公務員退職手当法解説書〕
 - ＜公務員の退職手当法詳解（第2次改訂版） 退職手当制度研究会編著（学陽書房）＞〔抜粋〕
- ・・・資料1-③〔法制執務参考図書〕
 - i＜自治立法実務のための法制執務詳解（四訂版） 石毛正純著（ぎょうせい）＞〔抜粋〕
 - ii＜法制事務の手引（平成5年3月発行） 大阪府総務部法制文書課＞〔抜粋〕

2 退職手当の返納額に係る解釈関係

- ・・・資料2-①〔退職手当の返納規定の改正に関する法令規定等対比表〕
 - ＜国家公務員退職手当法〔抜粋〕（第15条）＞
 - ＜国家公務員退職手当法施行令〔抜粋〕（第17条）＞
 - ＜枚方市職員の退職手当に関する条例〔抜粋〕（第15条）＞
 - ＜枚方市職員の退職手当に関する条例〔抜粋〕（第12条）＞
- ・・・資料2-②〔国家公務員退職手当の支給の在り方等に関する検討会 報告書〕

退職手当の返納規定に関する法令規定等対比表

| 国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）関係 | 枚方市職員の退職手当に関する条例（昭和 38 年枚方市条例第 18 号）関係 |
|--|---|
| <p>＜昭和 60 年 3 月の法改正で追加＞</p> <p>第 12 条の 2 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、<u>その支給をした一般の退職手当等の全部又は一部を返納させることができる。</u></p> <p>2 前項の規定により返納させるべき退職手当の額の範囲、返納の手続その他返納に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>※ 第 2 項の「政令」・・・国家公務員退職手当法施行令第 12 条</p> | <p>＜平成 2 年 3 月の条例改正で追加＞</p> <p>（退職手当の返納）</p> <p>第 12 条の 2 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、<u>その支給をした一般の退職手当等の額のうち次に掲げる額を返納させることができる。</u>ただし、第 10 条第 1 項、第 5 項又は第 7 項の規定による退職手当の支給を受けていた場合（受けることができた場合を含む。）は、この限りでない。</p> <p>(1) 一般の退職手当等の支給を受けていなければ第 10 条第 3 項、第 6 項又は第 8 項の規定による退職手当の支給を受けることができた者であつた場合 一般の退職手当等の額からこれらの規定により算出される金額を控除して得た額</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 <u>一般の退職手当等の額の全額</u></p> <p>2 前項の規定により一般の退職手当等の額を返納させる場合には、その旨を記載した書面で通知しなければならない。</p> <p>3 前 2 項に定めるもののほか、第 1 項の規定による退職手当の返納に関し必要な事項は、規則で定める。</p> |
| <p>○国家公務員退職手当法施行令（昭和 33 年法律第 341 号）</p> <p>＜昭和 60 年 3 月の法改正に伴い、追加＞</p> <p>（退職手当の返納）</p> <p>第 12 条 法〔国家公務員退職手当法〕第 12 条の 2 第 1 項の規定により返納させるべき退職手当の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法第 12 条の 2 第 1 項に規定する一般の退職手当等（以下この条において「一般の退職手当等」という。）の支給を受けていなければ法第 10 条第 2 項、第 5 項又は第 7 項の規定による退職手当の支給を受けることができた者であつた場合 一般の退職手当等の額からこれらの規定により算出される金額を控除して得た額</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合（次項に規定する場合を除く。） 一般の退職手当等の額の全額</p> <p>2 法第 10 条第 1 項、第 4 項又は第 6 項の規定による退職手当の支給を受けている場合（受けることができた場合を含む。）には、一般の退職手当等の額は、返納を要しない。</p> <p>3 法第 12 条の 2 第 1 項の規定により一般の退職手当等の額を返納させる場合には、その旨を記載した書面で通知しなければならない。</p> <p>4 前 3 項に定めるもののほか、前項の書面の様式その他法第 12 条の 2 第 1 項の規定による退職手当の返納に関し必要な事項は、総理府令で定める。</p> | <p>＜返納命令事案概要＞</p> <p>平成 12 年に市立枚方市民病院において、市民病院前院長であった ████████ 氏による収賄事件が発生し、同氏について平成 13 年 5 月 25 日に収賄罪による有罪判決（懲役 2 年、執行猶予 3 年、追徴金 2,732,311 円）が確定した。</p> <p>その後、同氏に対する刑事事件の判決文の内容を精査し、当該刑事事件が在職期間中の行為に係るものであることが確認できたことから、平成 13 年 6 月 1 日に、同氏に対し、枚方市職員の退職手当に関する条例第 12 条の 3（第 12 条の 2）第 1 項の規定に基づいて、既に支給した退職手当の全額（第 2 号適用）の返納を命じた。</p> <p>・・・退職手当返納命令書（平成 13 年 6 月 1 日付け）参照（当日配付）</p> |

公務員の
退職手当法詳解
第二次改訂版

退職手当制度研究会 編著

学陽書房

の言渡しを受け、その執行猶子を取り消されることなく猶子期間を経過した場合は含まないと解される。)(には、退職の日にかかのぼって退職の日の時点での勤続期間・俸給月額等により算出した退職手当を支給しようとする趣旨である。起訴されていちは早く退職し、退職手当だけはその支給を受けようとすることを防止する規定である。

なお、第十条の規定による失業者の退職手当だけは、その性質上判決確定前に退職した場合や禁錮以上の刑が確定して失職した場合でも退職後失業者の状態にあれば支給される。

(2) 判決確定前に退職した者にも、失業者の退職手当は支給されるが、さらに禁錮以上の刑に処せられないことが確定したときは、その退職の日にかかのぼって一般の退職手当等が支給されるので、この両者の調整規定として設けられたのが第二項の規定である。調整の仕方を表示すると、次のとおりである。

| | | |
|------------------------------|--------------------|---------------------------|
| (1) 第一項ただし書の規定による支給すべき退職手当の額 | 既に支給を受けた失業者の退職手当の額 | 第二項前段の規定の適用による支給すべき退職手当の額 |
| 800,000円 | 200,000円 | 600,000円 |
| (2) 第一項ただし書の規定による支給すべき退職手当の額 | 既に支給を受けた失業者の退職手当 | |
| 180,000円 | 200,000円 | 0円 |

(3) 第三項の規定は、職員が退職した場合において、当該退職に係る一般の退職手当等の支給手続中に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたときは、第一項及び第二項の規定を準用しようとするものである。すなわち、この場合には、第一項の規定を準用することにより、一般の退職手当等を支給しないこととし、禁錮以上の刑に処せられないことが確定したときは、その際退職手当を支給することとなる。また、第二項の規定を準用することにより、失業者の退職手当との調整も行われることとなる。

四 退職手当の返納

第十二条之二 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、その支給をした一般の退職手当等の全部又は一部を返納させることができる¹²⁾。

2 前項の規定により返納させるべき退職手当の額の範囲、返納の手続その他返納に関し必要な事項は、政令で定める¹³⁾。

【解説】 (1) 本条は、昭和六十年の退職手当法の改正により追加されたものであり、法第八条及び第十二条の規定とのバランス上措置されたものである。

すなわち、職員が在職中に禁錮以上の刑に処せられた場合には、国家公務員法第三十八条第二号の欠格条項に該当して同法第七十六条の規定により失職する。この場合には、退職手当法第八条第一項第二号の規定により一般の退職手当が一切支給されないことは前述のとおりである。また、職員が刑事事件に関し起訴されて判決確定前に退職した場合には、退職手当法第十二条第一項の規定により一般の退職手当等を支給せず、その後禁錮以上の刑に処せられないことが確定したときに限り、退職手当が支給されることも既に説明済みである。

ところが、職員が在職中に犯罪行為を起こした後、それが発覚しないで退職したような場合には、一定の支給制限事由に該当しない限り、所定の退職手当が支給されることとなる。そして、退職後に起訴されて禁錮以上の刑に

処せられたとしても、既に支給された退職手当について返還を求めることができない状態にあった。

これについては、法的均衡を失するほか、退職手当の基本的性格等にかんがみて適当でないことからこの規定が新設されたものである。

公訴時効は最長十五年である。したがって、退職手当支給後相当の年月が経過し、この間に当該退職手当を基礎として家族の生活が築かれている場合があり得る。「返納させることができる」とされているのは、このような場合にはその事実の重みをも考慮する余地を残す必要があるとの考えによるものである。しかしながら、本条が設けられた趣旨は、先に述べたとおり、法第八条及び第十二条の規定との均衡を図るためであるので、本条の適用に当たっては、このような立法趣旨を十分に踏まえる必要がある。

なお、返納処分は退職時に生じた退職手当請求権に何ら法的効果を与えない新たな行政処分であると解されており、既に支給した退職手当とは別に、それに相当する額を国が返納命令を発することにより元職員から徴収するものである。したがって、刑の確定後返納命令を発する前に元職員が死亡した場合は、返納を命ずる相手方が存在しないので、返納命令処分はなし得ない（返納命令を発した後死亡した場合には、民法の定めるところにより負の相続財産（債務）として相続されるので、相続人に対し債務の履行を請求することとなる）。

また、「在職期間中の行為に係る刑事事件」であるので、いわゆる職務関連の犯罪行為に限定されず、刑事事件一般が対象となる。なお、「職員としての引き続きいた在職期間」に含まれる「地方公務員としての引き続きいた在職期間」や「公雇等職員としての引き続きいた在職期間」も、ここにいう「在職期間」に該当する。

さらに、「刑に処せられた」とは、刑を言い渡した判決が確定することをいい、執行猶予の言い渡しが付されているといないと問わない。

(2) 第二項は、返納させるべき退職手当の額の範囲等について、政令に委任したものである。次に、施行令の内容について若干の説明を加える。

○施行令（抄）

（退職手当の返納）

第十二条 法第十二条の第二項の規定により返納させるべき退職手当の額は、次のとおりとする。

- 一 法第十二条の第二項に規定する一般の退職手当等（以下この条において「一般の退職手当等」という。）の支給を受けていなければ法第十条第二項、第五項又は第七項の規定による退職手当の支給を受けることができた者であった場合
一般の退職手当等の額からこれらの規定により算出される金額を控除して得た額
- 二 前号に掲げる場合以外の場合（次項に規定する場合を除く。）一般の退職手当等の額の全額
- 2 法第十条第一項、第四項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けている場合（受けることができた場合を含む。）には、一般の退職手当等の額は、返納を要しない。
- 3 法第十二条の第二項の規定により一般の退職手当等を返納させる場合には、その旨を記載した書面で通知しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、前項の書面の様式その他法第十二条の第二項の規定による退職手当の返納に関し必要な事項は、総理府令で定める。

返納させるべき退職手当の額の範囲は、既に支給した一般の退職手当等の額といわゆる失業者の退職手当に相当する額とを調整したものである。

第一項第一号は、退職手当を返納することとなる者が、一般の退職手当等の支給を受けていないものとし、かつ「失業」の状態にあれば法第十条第二項、第五項又は第七項の規定による失業者の退職手当の支給を受けることができた者であった場合には、一般の退職手当等の額から失業者の退職手当に相当する額を控除した残りの額を返納

させることを定めている。この場合、その者が退職後「失業」の状態にあつたか否かについては、本人からの聴取等に基づいて認定することとなる。

第一項第二号は、退職手当を返納することとなる者が、退職後再就職をしたこと等により「失業」の状態にない場合には、法第十条の規定による失業者の退職手当が支給され得ないので、このような場合には、既に支給された一般の退職手当等の全額を返納させることを定めている。

第二項は、退職手当を返納することとなる者が、退職後公共職業安定所等に出頭して「失業」の認定を受け、法第十条第一項、第四項又は第六項の規定による失業者の退職手当の支給を受けている場合（待期間中とか手続中等のため受けることができた場合を含む。）には、一般の退職手当等より雇用保険法の失業給付の方が多いため、既に支給された一般の退職手当等を返納しなくともよい旨定めている。

第三項は、退職手当の返納を求める場合には、本人に対し、返納すべき金額その他所要の事項を記載した書面をもつて通知すべきことと定めている。

第四項は、その他退職手当の返納に関し必要な事項を総理府令へ委任したものであり、この規定に基づいて「退職手当の返納に関する総理府令」（平成元年総理府令第六号）が定められている。

○退職手当の返納に関する総理府令
（通知）

第一条 国家公務員退職手当法施行令（以下「令」という。）第十二条第三項の規定による通知は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十二条の二第一項に規定する刑の確定後速やかに行うものとする。
（様式）

第二条 令第十二条第四項の総理府令で定める書面の様式は、別記様式のとおりとする。〔次頁〕

別記様式（第2条関係）

退職手当返納命令書

年 月 日

殿

（返納命令者） 団

国家公務員退職手当法第12条の2第1項の規定に基づき、既に支給した退職手当のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分に不服があるときは、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に に対して不服申立てをすることができる。

記

金 円

| | | |
|------------------|--------------------------------------|---|
| 算 出 根 拠 | ①既に支給した一般の退職手当等の額 | 円 |
| | ②国家公務員退職手当法施行令第12条第1項第1号の規定により控除される額 | 円 |
| | 返 納 額 (① - ②) | 円 |

(記事)

.....

.....

.....

.....

備考 なお書き中空白の部分には、不服申立てをすべき行政庁の名称を記載する。

刑が確定した後返納を命じられるのか否か不分明な状態が続くのは好ましくないため、第一条において、返納を命じる場合は刑の確定後速やかに行うこととされている。

返納を命じる場合には、前述のとおり、本人に対し書面で通知しなければならないが、その書面の様式は、第二条により別記様式として定められている。返納命令は、行政処分であると解されるが、不服申立てについては、行政不服審査法（昭和三十七年法律第一一六号）の定めるところによる。同法によると、行政処分を書面で行う場合には、処分の相手方に対し、審査庁等を教示しなければならない（同法第五十七条第一項）。別記様式中のお書きは、この教示を行うものである。「不服申立てをすべき行政庁」とは、異議申立てにあつては処分庁（返納命令者）、審査請求にあつてはその直近上級行政庁である。

なお、退職手当の返納手続については、次の運用方針において掲げられており、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第一一四号）の定めるところによることとされている。

○運用方針（抄）

第十二条の二関係

本条第一項の規定による退職手当の返納の手続については、国にあつては、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第一一四号）の定めるところによる。

また、退職手当が返納されると、支給時に徴収した所得税及び住民税（法第二条の二の解説参照）は、国税通則法（昭和三十七年法律第六六号）第五十六条第一項及び地方税法第十七条に規定する過誤納金として還付請求の対象となる。この還付請求は、国（所得税にあつては源泉徴収義務者、住民税にあつては特別徴収義務者）が行うこととなる。

○国税通則法（抄）

（還付）

第五十六条 国税局長、税務署長又は税関長は、還付金又は国税に係る過誤納金（以下「還付金等」という。）があるときは、遅滞なく、金銭で還付しなければならない。

2 略

○地方税法（抄）

（過誤納金の還付）

第十七条 地方団体の長は、過誤納に係る地方団体の徴収金（以下本章において「過誤納金」という。）があるときは、政令で定めるところにより、遅滞なく還付しなければならない。

五 地方公務員となった者の取扱い

第十三条 職員が、機構の改革、施設の移譲その他の事由によつて、引き続き地方公務員となり、地方公共団体に就職した場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該地方公共団体の退職手当に関する規定によりその者の当該地方公共団体における地方公務員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この法律による退職手当は、支給しない。

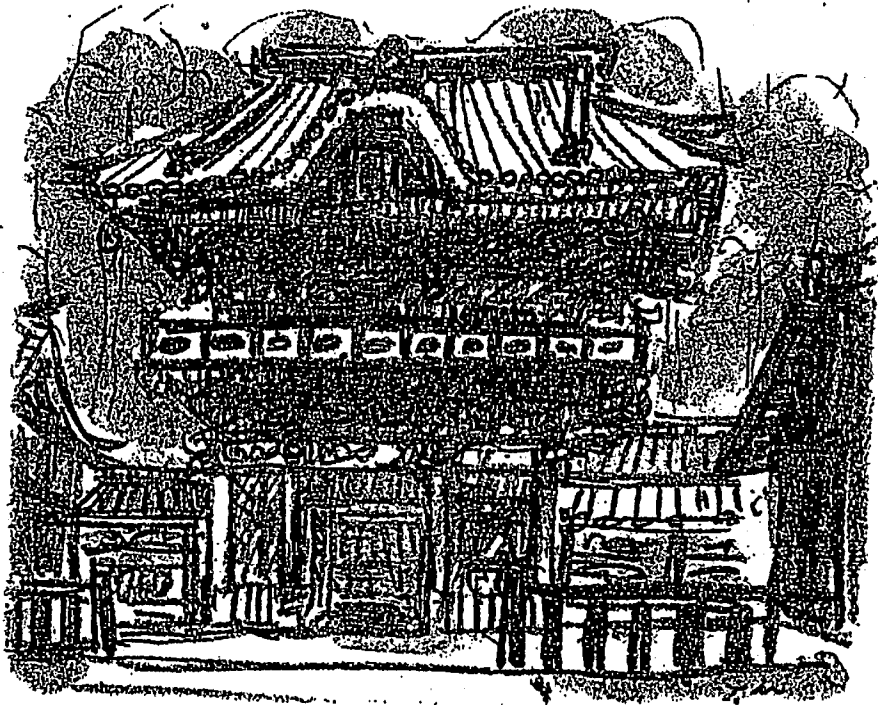
【解説】 地方公務員から引き続き職員となった場合には、その地方公務員としての在職期間を職員としての在職期間に通算する建前であることは法第七条第五項に規定するとおりであるが、反対に職員が引き続き地方公務員となった場合には、本条の規定によつて、職員としての在職期間の全部が地方公務員としての在職期間に通算さ

自治立法実務のための

法制執務詳解

《四訂版》

石毛正純 著



- (補正予算、暫定予算等)
第二百十八条 (略)
- 2 (略)
 - 3 前項の暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。(略)
 - 4 (略)

10 「することができない」は、法律上の権利又は能力がないことを表す場合に用いる。例えば、地方自治法第二百三十二條の四第一項は、「出納長又は収入役は、普通地方公共団体の長の命令がなければ、支出をすることができない」と規定しているが、これは、出納長又は収入役に、普通地方公共団体の長の命令のない支出を事実上してはならない、という不作為義務を課するものではなく、出納長又は収入役は、法律上そういう支出をする権限を有しないという意味である。したがって、このような規定に違反する行為は、法律上の行為としては欠陥があることになるが、不作為義務に違反するものではないから、このような行為に対しては、罰則規定は設けられない。

「してはならない」は、不作為義務を課する場合に用いる。例えば、公職選挙法第九十九條の三本文は、「公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)がその役員又は構成員である会社その他の法人又は団体は、当該選挙区(選挙区がないときは選挙の行われる区域)内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、これらの者の氏名を表示し又はこれらの者の氏名が顕推されるような方法で寄附をしてはならない」と規定しているが、これは、公職の候補者等の関係会社等の寄附を制限しようとするものであって、法律上の権利又は能力に関する規定ではない。したがって、このような規定に違反する行為に対しては、不作為義務違反として罰則規定が設けられることがある(公職選挙法第九十九條の三違反に対しては、同法第二百四十九條の三)。

なお、「することができない」と「してはならない」とを厳密に使い分けていない立法例があるので、注意する必要がある。

↓
11 「することができない・しなければならぬ・するものとする」

「することができない」は、一定の行為をすることが可能であることを表す場合に用いる。一定の行為をするかしないかの裁量権を付与する場合と、一定の行為をする権利又は能力を付与する場合との、二通りの用い方がある。

「しなければならぬ」は、一定の行為をすることを義務付け、それをするかしないかの裁量の余地を与えない場合に用いる。

「するものとする」は、「しなければならぬ」よりは義務付けの感じが弱く、ある原則なり方針なりを示すという場合に用いる。「するものとする」は、解釈として、合理的な理由があればしなくてもよいという意味も出てくるので、その用い方には注意する必要がある。

12 前・次

ある規定の中でその規定の前又は後にある条・項・号等を指示する場合には、その指示する条等の条名等を用いずに「前」又は「次」を用いて表現することがある。

(1) 「前」

① ある条・項・号においてその直前の条・項・号を指示する場合には、「前条」「前項」「前号」とする。

例
貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)

自治体実務
のための **法制執務詳解**〔四訂版〕

昭和58年3月30日初版発行
平成6年12月3日改訂版初版発行
平成12年4月28日三訂版初版発行
平成16年6月30日四訂版初版発行
平成17年2月25日四訂版再版発行

著者 石 毛 正 純

発 行 株式会社ぎょうせい

本 社 東京都中央区銀座7-4-12

本 部 東京都杉並区荻窪4-30-16

(郵便番号 167-8088)

電 話 編集 03-5349-6554

営業 03-5349-6666

URL <http://www.gyosei.co.jp>

北 関 東 東京都新宿区四軒町4-2

支 社 (郵便番号 162-8560)

電 話 03-3269-3141

※税丁、落丁はおとりかえします。© 2004 Printed in Japan

◆ISBN4-324-07430-5

(5108740-00-000)

(略号：法制詳解四訂)

法規事務の手引

ア 「……してはならない」は、禁止を表し、ある事項について不作為の義務を命ずる場合に用いる。この表現が用いられる規定に違反した場合には、処罰の原因となることがあるが、それは、人の事実上の自由に対する制限であって、法律上の権利又は能力に関する規定ではないので、その違反により、直ちにその行為の法律上の効力が否定されることにはならない。

例 大阪府青少年健全育成条例（昭和五十九年大阪府条例第四号）

（指定が人具類の販売等の禁止）

第二十一条 かん具類の販売を業とする者は、前条第二項の規定により指定されたかん具類を、青少年を相手として販売し、貸し付け、頒布し、贈与し、又は青少年の物品と交換してはならない。

（略）

イ 「……することができない」は、通常、法律上の権利又は能力がないことを表現する場合に用いる。この表現が用いられる規定に違反する行為は、法律上の瑕疵がある行為であり、無効であるが、不作為の義務に違反する行為ではないから、原則として、処罰の原因となることはない。その意味で、不作為の義務を命ずる「……してはならない」とは異なる。

例 大阪府議会委員会条例（昭和三十一年大阪府条例第四十五号）

（代理人又は文書による意見の陳述）

第二十六条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

ウ 「……することができる」は、能力を付与することを規定する場合に用いる。

例 大阪府自動車駐車場駐車料金徴収条例（平成四年大阪府条例第三十七号）
（駐車料金の額等）

第三条 （略）

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の駐車料金の額から百分の十以内の割引をした額をもって、回数券を発行することができる。

エ 「……ことがある」は、権限のある者が、自らの意思を表す場合に用いる。

例えば、規則の制定権者である知事が自ら自らの意思を表示する場合は、「知事は、……することができるとはしないで」、「知事は、……することがある」又は「知事は、……する」と規定する。

例 大阪府立総合青少年野外活動センター等条例施行規則（昭和五十九年大阪府規則第十五号）

（入所の制限等）

第七条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入所を禁止し、又は退所を命ずることがある。

（略）

オ 「……とする」は、「……である」が一定の事実について説明する場合の用語であるのに対し、法上創設的又は拘束的な意味を持たせる場合に用いる。

例えば、「普通地方公共団体は、法人とする」という規定は、普通地方公共団体に公法人としての法律上の人格と地位を与えるという意味を含んでいる。

例 大阪府議会議会運営委員会条例（平成三年大阪府条例第三十九号）

不許
複製

法規事務の手引

平成5年3月発行

発行 大阪府総務部法制文書課
印刷 大阪府営印刷所
